

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|-------------------------|----|--------------------------------|
| 1) 皮膚・形成外科領域 | 1 皮膚・形成外科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 真菌検査(顕微鏡検査) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 皮膚生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 凍結療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 光線療法(紫外線・赤外線・PUVA) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 中等症の熱傷の入院治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 顔面外傷の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 皮膚悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの |
| | 9 皮膚悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 11 マイクロサーボジエリーによる遊離組織移植 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 12 唇顎口蓋裂手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-------------|--|----|--|
| | 13 アトピー性皮膚炎の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 2) 神経・脳血管領域 | 1 神経・脳血管領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 脳波検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 長期継続頭蓋内脳波検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 光トポグラフィー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 脳磁図 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 頭蓋内圧持続測定 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 頸部動脈血栓内膜剥離術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの |
| | 8-1 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの |
| | 8-2 上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術 | | |
| | 9 抗血栓療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10-1 頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの |
| | 10-2 上記以外の頭蓋内血腫除去術 | | |
| | 11-1 脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの |
| | 11-2 上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング) | | |
| | 12 脳動静脈奇形摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの |
| | 13 脳血管内手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの |
| | 14 脳腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | 15 脊髄腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | 16 悪性脳腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|-------------------------------|----|-------------------------------------|
| | 17 悪性脳腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 18 小児脳外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | 19 てんかん手術を含む機能的脳神経手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 3) 精神科・神経科領域 | 1 精神科・神経科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 臨床心理・神経心理検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 精神療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 精神分析療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 心身医学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 終夜睡眠ポリグラフィー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 禁煙指導(ニコチン依存症管理) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 思春期のうつ病又は躁うつ病 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 睡眠障害 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 摂食障害(拒食症・過食症) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 11 アルコール依存症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 12 薬物依存症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 14 認知症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 15 心的外傷後ストレス障害(PTSD) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 16 発達障害(自閉症、学習障害等) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 17 精神科ショート・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----------|----|-----------------|-----------------------|---|
| | | 18 精神科デイ・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 19 精神科ナイト・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 20 精神科デイ・ナイト・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 21 重度認知症患者デイ・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 4) 眼領域 | 1 | 眼領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 硝子体手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの |
| | 3 | 水晶体再建術(白内障手術) | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの |
| | 4 | 緑内障手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの |
| | 5 | 網膜光凝固術(網膜剥離手術) | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの |
| | 6 | 斜視手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの |
| | 7 | 角膜移植術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの |
| | 8 | コンタクトレンズ検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 | 小児視力障害診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 5) 耳鼻咽喉領域 | 1 | 耳鼻咽喉領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 喉頭ファイバースコピ一 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 | 純音聴力検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 | 補聴器適合検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 | 電気味覚検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----------|----|----------------|----|---|
| | | 6 小児聴力障害診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 鼓室形成手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの |
| | | 8 副鼻腔炎手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの |
| | | 9 内視鏡下副鼻腔炎手術 | ○ | 上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの |
| | | 10 舌悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 11 舌悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 12 舌悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 咽頭悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 14 咽頭悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 15 咽頭悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 16 喉頭悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 17 喉頭悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 18 喉頭悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 19 摂食機能障害の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 6) 呼吸器領域 | 1 | 呼吸器領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 気管支ファイバースコピー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 | 肺悪性腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 4 | 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----------|---------------------------|----|---|
| | 5 肺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 肺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 在宅酸素療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | |
| 7) 消化器系領域 | 1 消化器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 上部消化管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 上部消化管内視鏡的切除術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの |
| | 4 下部消化管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 下部消化管内視鏡的切除術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの |
| | 6 虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したもの除外) |
| | 7 食道悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの |
| | 8 食道悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 食道悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 胃悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの |
| | 11 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの |
| | 12 胃悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 胃悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 14 大腸悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの |
| | 15 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの |
| | 16 大腸悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|----|-------------------|-----------------------|---|
| | | 17 人工肛門の管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 18 移植用部分小腸採取術(生体) | <input type="radio"/> | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 19 生体部分小腸移植術 | <input type="radio"/> | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 20 移植用小腸採取術(死体) | <input type="radio"/> | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 21 同種死体小腸移植術 | <input type="radio"/> | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 8) 肝・胆道・脾臓領域 | 1 | 肝・胆道・脾臓領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 肝生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 | 肝悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの |
| | 4 | 肝悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 | 胆道悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 6 | 胆道悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 | 開腹による胆石症手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆囊切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術(チューブ挿入を含む。)」又は、「胆囊摘出術」を算定しているもの |
| | 8 | 腹腔鏡下胆石症手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆囊摘出術」を算定しているもの |
| | 9 | 内視鏡的胆道ドレナージ | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの |
| | 10 | 経皮経肝的胆道ドレナージ | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの |
| | 11 | 脾悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「脾体尾部腫瘍切除術」「脾頭部腫瘍切除術」又は、「脾全摘術」を算定しているもの |
| | 12 | 脾悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 | 脾悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 14 | 体外衝撃波胆石破碎術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術(一連につき)」を算定しているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|-----|------------------------------------|-----------------------|---|
| | | 15 生体肝移植 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの |
| 9) 循環器系領域 | 1 | 循環器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | ホルター型心電図検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3-1 | 心臓カテーテル法による諸検査(終日対応することができるものに限る。) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3-2 | 上記以外の心臓カテーテル法による諸検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 | 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 | 冠動脈バイパス術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)」を算定しているもの |
| | 6 | 経皮的冠動脈形成術(PTCA) | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの |
| | 7 | 経皮的冠動脈血栓吸引術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの |
| | 8 | 経皮的冠動脈ステント留置術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの |
| | 9 | 弁膜症手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの |
| | 10 | 開心術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの |
| | 11 | 大動脈瘤手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの |
| | 12 | 下肢静脈瘤手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの |
| | 13 | ペースペーカー移植術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの |
| | 14 | ペースメーカー管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 10) 腎・泌尿器系領域 | 1 | 腎・泌尿器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 膀胱鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 | 腎生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|------|----------------|-----------------------|--|
| | 4 | 血液透析 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 | 夜間透析 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 | 腹膜透析(CAPD) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 | 体外衝撃波腎・尿路結石破碎術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)」を算定しているもの |
| | 8 | 腎悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「腎(尿管)悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 9 | 腎悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 | 膀胱悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 11 | 膀胱悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 12 | 前立腺悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 13 | 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 14 | 前立腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 15 | 前立腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 16 | 生体腎移植 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの |
| | 17 | 尿失禁の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 11) | 産科領域 | 1 産科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 正常分娩 | <input type="radio"/> | 診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可 |
| | 3 | 選択帝王切開術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの |
| | 4 | 緊急帝王切開術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの |
| | 5 | 卵管形成手術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「卵管形成手術(卵管・卵巢移植、卵管架橋等)」を算定しているもの |
| | 6 | 卵管鏡下卵管形成術 | <input type="radio"/> | 医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----------------|----|------------------|----|--------------------------------------|
| | | 7 ハイリスク妊産婦共同管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 ハイリスク妊産婦連携指導 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 9 乳腺炎重症化予防ケア・指導 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 12) 婦人科領域 | 1 | 婦人科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 更年期障害治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 | 子宮筋腫摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの |
| | 4 | 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの |
| | 5 | 子宮悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 6 | 子宮悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 | 子宮悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 | 卵巣悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)」を算定しているもの |
| | 9 | 卵巣悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 | 卵巣悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 13) 乳腺領域 | 1 | 乳腺領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 | 乳腺悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 3 | 乳腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 | 乳腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 14) 内分泌・代謝・栄養領域 | 1 | 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|-----------------------------|----|---|
| | 2 内分泌機能検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 インスリン療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 甲状腺腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 7 甲状腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 甲状腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 副腎悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 10 副腎腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | | | |
| 15) 血液・免疫系領域 | 1 血液・免疫系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 骨髄生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 リンパ節生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 造血器腫瘍遺伝子検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 白血病化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 白血病放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 骨髄移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの |
| | 8 脘帯血移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの |
| | 9 リンパ組織悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 リンパ組織悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 11 血液凝固異常の診断及び治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----------------|--------------------------|----|--|
| | 12 エイズ診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 アレルギーの減感作療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 16) 筋・骨格系及び外傷領域 | 1 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 関節鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 手の外科手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 アキレス腱断裂手術(筋・腱手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの |
| | 5 骨折観血的手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの |
| | 6 人工股関節置換術(関節手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない) |
| | 7 人工膝関節置換術(関節手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない) |
| | 8 脊椎手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側弯症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの |
| | 9 椎間板摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの |
| | 10 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの |
| | 11 軟部悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 12 軟部悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 骨悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 14 骨悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 15 小児整形外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | 16 義肢装具の作成及び評価 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|------------|------------------------------|----|---------------------------------------|
| 17) リハビリ領域 | 1 視能訓練 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 摂食機能療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 心大血管疾患リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 4 脳血管疾患等リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 5 廃用症候群リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 6 運動器リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 7 呼吸器リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 8 難病患者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 9 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 10 がん患者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | 11 認知症患者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの |
| 18) 小児領域 | 1 小児領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 小児循環器疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 小児呼吸器疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 小児腎疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 小児神経疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 小児アレルギー疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 小児自己免疫疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 8 小児糖尿病 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 小児内分泌疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|------------|-----------------------|----|--|
| | 10 小児先天性代謝疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 11 小児血液疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 12 小児悪性腫瘍 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 小児外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | 14 小児の脳炎又は髄膜炎 | ○ | 乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | 15 小児の腸重積 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの |
| | 16 乳幼児の育児相談 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 17 夜尿症の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 18 小児食物アレルギー負荷検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | |
| 19) 麻酔領域 | 1 麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理) | ○ | 医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの |
| | 2 全身麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの |
| | 3 硬膜外麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの |
| | 4 脊椎麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの |
| | 5 神経ブロック | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入 | ○ | 医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く。)」を算定しているもの |
| | | | |
| 20) 緩和ケア領域 | 1 医療用麻薬によるがん疼痛治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 緩和的放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 がんに伴う精神症状のケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|---------|--|----|--|
| 21) | 放射線治療領域 | 1 体外照射 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 3 直線加速器による定位放射線治療 4 粒子線治療 5 密封小線源照射 6 術中照射 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 22) | 画像診断 | 1 画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影) 2 遠隔画像診断 3 CT撮影 4 MRI撮影 5 マンモグラフィー検査(乳房撮影) 6 ポジトロン断層撮影(PET)、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 1 CT撮影」を算定しているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)」を算定しているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの <input checked="" type="radio"/> 医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの |
| 23) | 病理診断 | 1 病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断) 2 病理迅速検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 24) | 歯科領域 | 1 歯科領域の一次診療 2 成人の歯科矯正治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可 |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|----------|---------------------------|----|---|
| | | 3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 顎変形症の歯科矯正治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 著しく歯科診療が困難な者(障害者等)の歯科治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 摂食機能障害の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 25) | 歯科口腔外科領域 | 1 埋伏歯抜歯 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 顎関節症治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 顎変形症治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 顎骨骨折治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 口腔領域の腫瘍の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 唇顎口蓋裂治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | |
| 26) | その他 | 1 漢方薬の処方 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 鍼灸治療 | | 医師の指示の下、当該行為が提供されているもの |
| | | 3 外来における化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 在宅における看取り | ○ | 医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの |
| | | 5 一般不妊治療 | | 医科診療報酬点数表の「一般不妊治療管理料」又は「人工授精」を算定しているもの。 |
| | | 6 生殖補助医療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |